

裾野市景観条例の制定・裾野市景観計画の策定のお知らせ

裾野市では、平成25年4月1日に裾野市景観条例を施行するとともに、裾野市景観計画を告示し、市独自の景観誘導の仕組みとして、大規模な建築物・工作物の届出制度を設けました。

これは、市民や事業者、設計者のみなさんが、裾野市の景観の形成に大きな影響を及ぼすと考えられる大規模建築物等を計画、設計される際、あらかじめ市に届出をして頂き、審査を通じた助言・指導により、個別の建築物等の計画を尊重しつつ、周辺を含む良好な景観を形成していこうとするものです。

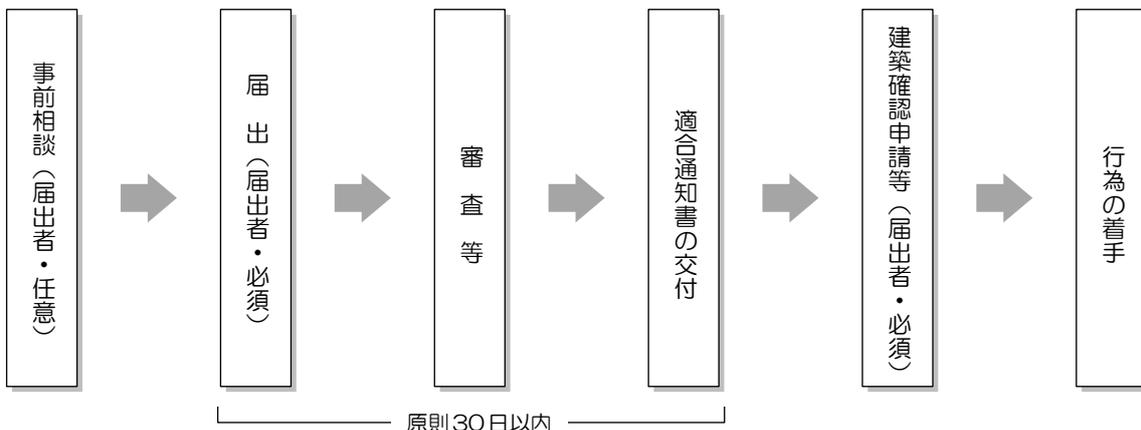


1 届出が必要な行為

行為		対象となる規模・要件
建築物	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築又は移転で、高さが15m^(※1)を超える、または延べ面積^(※2)が1,000㎡以上のもの。 外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが15mを超える、または延べ面積が1,000㎡以上のもの、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積^(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	市街化区域以外	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築又は移転で、高さが10m^(※1)を超える、または延べ面積^(※2)が1,000㎡以上のもの。 外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが10mを超える、または延べ面積が1,000㎡以上のもの、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積^(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	景観計画区域共通	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの。
工作物	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> 新設、増設、改設又は移転で、高さが15m^(※1、4)を超えるもの。 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが15mを超えるもの、かつ外観の変更に係る部分の見付面積^(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	市街化区域以外	<ul style="list-style-type: none"> 新設、増設、改設又は移転で、高さが10m^(※1、4)を超えるもの。 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが10mを超えるもの、かつ外観の変更に係る部分の見付面積^(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	景観計画区域共通	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの（以下、橋梁等という）の新設、増設、改設又は移転で、長さ^(※5)が20mを超えるもの。 橋梁等で長さが20mを超えるものの、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、かつ外観の変更に係る部分の見付面積^(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。 土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの。

※1：建築物、工作物の高さは、周囲の地面と接する最も低い位置の水平面からの高さとする。 ※2：建築物の各階の床面積の合計。
 ※3：張間（短辺）方向またはけた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。 ※4：工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとする。 ※5：橋梁の長さは橋長の長さとする。高架道路、高架鉄道の長さは、それぞれ高架区間の長さとする。

2 届出手続きの流れ



3 行為の制限の内容

①建築物・色彩

制限の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の壁面など外壁の基調色は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕において、以下のとおりとすること。 		
	色相	彩度
①	OR (≠10RP) ~10R	4.0 以下
②	OYR (≠10R) ~5Y	6.0 以下
③	①②以外	2.0 以下
④	N (無彩色)	—
		3.0 以上
<ul style="list-style-type: none"> ただし、次の場合に関しては適用しない <ul style="list-style-type: none"> 表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の 10 分の 1 未満の範囲の色彩。 設置後の太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 1,000 m²以上となる行為のみが届出対象となる建築物の色彩。 当該建築物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及ぼさないと認める色彩。 		

②工作物・色彩

制限の内容			
<ul style="list-style-type: none"> 工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕において、以下のとおりとすること。 			
	区分	色相	彩度
工作物（1） ・工作物（2）及び工作物（3）を除く全ての工作物	①	OR (≠10RP) ~10R	4.0 以下
	②	OYR (≠10R) ~5Y	6.0 以下
	③	①②以外	2.0 以下
	④	N (無彩色)	—
工作物（2） ・煙突、排気塔その他これらに類する物件、電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類する物件	①	OR (≠10RP) ~5Y	2.0 以下
	②	N (無彩色)	—
工作物（3） ・土地に自立して設置する太陽光発電設備	・太陽電池モジュール（パネル）の色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。		
<ul style="list-style-type: none"> ただし、次の場合に関しては適用しない <ul style="list-style-type: none"> 表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩。 当該工作物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及ぼさないと認める色彩。 			

4 届出の際に必要な物

市への届出にあたっては、次の物が必要となります。

- 行為の届出書…裾野市景観条例に基づく様式第1号。（正・副2部）
- 図面・写真…敷地の位置及び周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上のもの）及び写真敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上のもの）
- 景観チェックリスト…裾野市景観条例に基づく様式第2号。
- 立面図…マンセル値（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値）を表示し、彩色を施した図。（2面以上）
- その他参考図書

※届出は、行為に着手予定日の 30 日以上前までに行ってください。

大規模な建築物、工作物の届出については、裾野市景観計画及び運用マニュアルにも詳しく記載してありますので、そちらをご覧ください。

また、本チラシに関する事、あるいは裾野市景観条例、裾野市景観計画などに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【問い合わせ先】

裾野市 建設部 都市計画課 〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地 TEL:055-995-1829(直通) FAX: 055-994-0272